

名家連ニュース

2026年3月23日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.1085号

3月20日(金)、家族の面会相談で「成年後見制度」に関するご相談がありました。直近の法務省法制審議会民法部会の成年後見改正要綱案の内容を掲載いたします。



成年後見制度が大きく変わる！ 2026年改正要綱案のポイント



2026年の改正案では、成年後見制度の3類型を廃止し「補助」に一本化、本人の意思尊重と必要性原則を重視する制度へと抜本的に見直されます。

改正の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人を支援する制度ですが、利用率は低く、2025年時点で約600万人の認知症高齢者に対し、制度利用者は約24万人にとどまっています。また、国連障害者権利委員会からも意思決定代行制度の廃止を含む民法改正が勧告されており、本人の自己決定権を尊重する観点から改正が求められました。

課題	内容
終身利用が原則	一度利用を開始すると、本人の判断能力が回復しない限り終了できない
類型が硬直的	「後見」「保佐」「補助」の3類型があるが、本人のニーズに合わない場合がある
後見人の権限が広すぎる	後見人には包括的な代理権・取消権があり、本人の自己決定が制限される
交代が困難	本人の状況が変化しても、後見人の交代が実現しにくい
報酬の負担	専門家が後見人になる場合、月額2～3万円程度の報酬負担が続く

3類型の廃止と補助制度への一本化

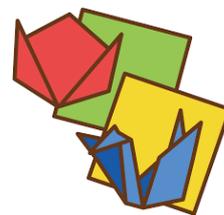
現行の「後見」「保佐」「補助」の3類型を廃止し、すべて「補助」に統一。代理権や同意権は必要な範囲に限定され、本人の自己決定権がより尊重されます。

必要性原則の導入

包括的代理権等の付与を廃止し、必要な範囲・期間でのみ制度を利用可能とすることで、本人の意思に沿った支援を実現します。

終身制の見直し

現行制度では判断能力が回復しない限り制度は終了できませんでしたが、改正後は必要性がなくなれば途中終了が可能となります。



補助人の交代と本人意思の尊重

「本人の利益のため特に必要がある」という理由で補助人の交代が容易になり、補助人は本人の意向を把握する義務が明確化されます。

特定補助人制度の限定導入

事理弁識能力を欠く場合に限り、類型的な取消権を有する特定補助人を付すことが可能ですが、導入の是非については慎重な運用と将来的な検証が求められます。

今後の運用

改正後は、補助人による年1回の定期報告に基づき、必要性に関する司法審査が行われます。制度の形骸化を防ぐため、実効的な運用体制の整備が重要です。また、障害者権利条約第12条との整合性についても引き続き検討が必要です。

まとめ

2026年改正案は、成年後見制度を本人中心に再設計し、利用しやすく、本人の意思を尊重する制度へと大幅に見直すものです。今後は、補助人の権限や司法審査の運用が実務上の課題となることが予想されます。2026年1月27日、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の抜本的な見直しに向けた改正要綱案が取りまとめられました。2000年の制度開始以来、約25年ぶりの大改正となります。

ポイント	内容
3類型の一本化	後見・保佐・補助を「補助」に一本化
終身制の見直し	途中終了が可能に、期間を定めた利用も検討
権限の限定	必要な範囲に限定して代理権等を付与
交代の容易化	本人のニーズに応じた後見人交代が可能に
今後の予定	2026年通常国会に民法改正案提出予定

※ 改正要綱案は、法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会で公開されています。

https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00008